

(陳受28第26号)

純粋に武蔵野市役所庁舎等における市旗及び国旗の掲揚並びにこれに対する敬礼を求めることに関する陳情

受理年月日

平成28年4月27日

陳情者

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1-7-27  
小畑 孝平

### 陳情の要旨

国旗は、平和主義、民主主義及び人権擁護その他法のもとの平等の象徴であり、日本国憲法の趣旨を表現したものであります。現在、日本国憲法の解釈及び改正に当たり、あまたの国民が同士討ちを行っており、互いに忌まわしき呪いの語句を浴びせ合い、多くの見えない心の血が流され続け、母なる大地であがきこれを汚しております。これは、とても、悲しいことです。

十人十色、人それぞれ思想及び解釈は異なりますが、皆、平和で平等な処遇をなす社会を望んでいることに違いはありません。いま一度、日本国憲法が普遍に規定する趣旨に立ち返り、その精神にのっとり建設的・平和的な行政を展開すべくものと思料されます。そのためにも、庁舎等の主要な会議室等に市旗とともに国旗を近くして掲げ、年明け及び年度初めの市長訓示において一同が起立し、これに敬礼すべきでしょう。

一方、身体的事由のある者については周囲が配慮し、起立及び敬礼をしないことによる不利な扱いをしてはなりません。また、市旗と国旗の大きさ等の処遇は平等にせねばなりません。国旗の日の丸は膨張色につき、目の錯覚により実際よりも大きめに見えるので、市旗よりも若干小さめがちょうどよいでしょう。現に、囲碁の碁石は、黒よりも白の方が若干小さめであります。(黒の直径が22.2ミリメートル、白のは21.9ミリメートル。)

そもそも陳情者は、国と地方公共団体の関係及び都道府県と市町村の関係は対等であると思料します。そして、法令でもそのように定義されております。前回、多くの地方議会へ市旗、都旗及び国旗の全ての掲揚等を求める陳情を出しましたが、これについて、東京都武蔵野市議会の委員会にて、委員の国旗掲揚を支持する発言中にいわゆるやじが飛び、これが「都旗はクレージーまたはストレンジだ」を意味する内容だったとのこと。もしこれが真実ならば、陳情者への誹謗中傷、罵詈雑言及び人格否定並びに人権侵害であり、公人または全体の奉仕者たるにふさわしくなき非行と規定される非違行為であり、極めて遺憾であり、甚だ心外であります。いわゆるうそ、大げさまたは紛らわしい広告であることを祈らばかりです。

そもそも、東京都外の者から見ても親愛なる、国に最も近い、国と地方との重要なインターフェース、地方公共団体の最高峰であり代表者でもある、地方自治制度上究極の存在、東京都の偉大なるメトロポリタンエンブレムを、東京都傘下の区市町村が拒絶することについて、理解に相当苦しみます。まして、便宜上頻繁に、市町村と同列にされる特別区にあっては誤解されがちですが、都道府県から独立した市町村ではなく、あくまで都の出先機関に過ぎないので、ますます、理解に苦しみます。市町村議員及び職員に散見される悪癖としては、国家行政庁以上に都道府県に対する妙な意識があることです。

都道府県行政職の皆さんは、とてもいい方です。怖くはありません。決して、法令サイボーグではありません。我々と同じ人間です。くれぐれも、色眼鏡をかけてはなりません。市町村行政の仲間であります。また、人から聞いた話でも陳情者本人の経験でも総じて、国家行政庁、都道府県及び市町村間で、行政機関の性能、職員採用試験の難易度及び行政職の能力において、特段優劣は認められません。

現に、人事院または都道府県もしくは政令指定都市等の人事委員会具備の大規模地方公共団体による独自の学科試験よりも、人事委員会なきあまたの一般市町村の業者委託（公益財団法人日本人事試験研究センター）による教養試験のほうが断然難しいのです。まして、専門試験が加わった際にはなおさらです。

地方公共団体職員、特に一般の市町村職員の方にこそ、行政職であることの自信と誇りを持って、国家行政庁及び都道府県と対等の立場で連携していただきたいのです。同一地方公共団体の議員及び行政職同士にあっても、思想の違いを乗り越えて、連携していただきたいのです。

以上の趣旨から、下記事項の実現へ向け、市及び関係機関へ働きかけられたい。

#### 記

- 1 武蔵野市役所庁舎及び出先機関等において、市旗及び国旗を掲揚すること。（ただし、これを模した図画等の掲示等でもよい。）
- 2 1に当たり、市旗と国旗を近くに配置すること。
- 3 1に当たり、市旗と国旗の大きさ等の様態その他の処遇に著しい差異が出ないように配慮すること。特に市旗が国旗よりも著しく小さくならないようにすること。
- 4 年明け及び年度初めの市長訓示において、市旗及び国旗に向かって一同起立及び敬礼すること。
- 5 4に当たり、傷病・障がい者及び妊婦その他の身体的事由のある者においては、着席の会釈等の代替行為を認めること。
- 6 5の該当者にあつては、周囲が積極的に配慮し、起立及び敬礼をしないことによる不利な扱いをしないこと。